

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）

改 正 案

現 行

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条（略）

2・3（略）

4 法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第一項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第一一二号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～十（略）

十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一～二十三（略）

二十四 自らを子会社とする労働金庫連合会、その子会社である信託兼営銀行（法第五十八条の五第一項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は保険会社若しくは労働金庫（以下この号において「金庫等」という。）が資金の貸付けその他の

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条（略）

2・3（略）

4 法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第一項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第一一二号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～十（略）

（新設）

十一～二十三（略）

二十四 自らを子会社とする労働金庫連合会、その子会社である銀行（法第五十八条の五第一項第一号に規定する銀行をいう。）又は保険会社若しくは労働金庫（以下この号において「金庫等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のた

信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等のために当該債権の担保の目的となつて、財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

一十五・一十六（略）

5 法第五十八条の三第一項第一号□又は第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫については、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～三（略）

二の一 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第一百一十六号）第一条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第一号に規定する業務を行う場合にあっては、金融庁長官及び厚生労働大臣の定める基準を全て満たす場合に限る。）

二の二～三十五（略）

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機

めに担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該金庫等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつて、不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務

一十五・一十六（略）

5 法第五十八条の三第一項第一号□又は第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫については、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～三（略）

二の一 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第一百一十六号）第一条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第一号に規定する業務を行う場合にあっては、金融庁長官及び厚生労働大臣の定める基準をすべて満たす場合に限る。）

二の二～三十五（略）

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機

関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする労働金庫連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第一項の承認を受けた業務に係るものに限る。)

三十七～三十九 (略)

6～11 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第九十八条 令第五条第八項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

2・3 (略)

関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする労働金庫連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行（法第五十八条の五第一項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第一項の承認を受けた業務に係るものに限る。)

三十七～三十九 (略)

6～11 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第九十八条 令第五条第八項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、次に掲げる事業とする。
一 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業
二 金融の円滑を図ることを目的に金融機関の健全かつ適切な運営に資するため、金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社が行う金融機関からの債権買取事業

2・3 (略)